

平成 29 年 10 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

西部瓦斯株式会社

「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」への意見

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 7 月 20 日に公表されました、企業会計基準委員会「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」に関しまして、別紙のとおり、弊社としての意見を申し上げます。
今後のご検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

質問 4（代替的な取扱いに関する質問）

（質問 4）重要性等に関する代替的な取扱い（収益認識適用指針案第 91 項から第 102 項）に関する質問

本公開草案における IFRS 第 15 号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

回答

同意します。

ただし、弊社のガス小売事業においては、毎月の検針日に収益認識を行っております。新基準適用後においてもこの取扱いを継続できるよう、当該適用指針において「重要性等に関する代替的な取扱い」として規定していただきたく、以下のとおり要望いたします。

要望の背景

1. ガス小売事業においてガス販売量の計測は、ガスメーターによる検針によっている。
2. 検針は、月末時点において全てのお客さまに対して実施することは合理的ではないため、月内において分散して実施している。
3. ガス小売事業においては検針により収益額を確定させることができるため、収益の認識基準は検針日の属する期間としている。
4. 「収益認識に関する会計基準（案）」においては、ガス小売事業は、35.（一定の期間にわたり充足される履行義務）に該当すると認識している。
5. この場合、月末における一斉検針を実施する必要性があるが人員、検針機器等の課題があり現実的に不可能である。
6. よって会計期間内、つまり検針日から月末までのガス小売事業における収益額の見積りが必要となる。

要望の理由

1. 検針日から月末までの収益額を合理的に見積るにあたっては、販売単価と販売数量の見積りが必要である。
2. 販売単価については、お客さまとの契約にもとづき料金表により算定される。また、料金表では販売数量により適用される販売単価が異なるため、販売単価を見積るにあたっては販売数量を見積る必要がある。
3. 販売数量については、気温や水温だけでなく、景気、家族構成、使用状況、使用機器等の販売量に影響を与える要因を加味して見積ることとなる。また、3～4 月は異動期と重なるため、お客さまの出入りも激しく、それらを見積ることは困難である。あわせて自由化となった今日、お客さまのスイッチングも影響を与える要因の一つとなる。それらの実態は事業者によって様々であり、事業者はそれぞれの判断基準によって見積りを行うことになるが、事業者間の財務情報の比較可能性が損なわれ、ステークホ

ルダーに混乱を及ぼすことが懸念される。外的要因は、家庭用産業用等の構成の違いなどから事業者間でも大きく異なるため、業界統一の判断基準を設けることが困難であり、仮に統一の判断基準を設けたとしても、それが合理的な見積りに繋がるとも考えにくい。また、見積りを行う際の外的要因の分析には過度な事務負担が生じ、更には不確実性の高い見積りのためにお客さま情報システムに大きく手を加えることが必要となることから、膨大な改修コストの発生が予想される。

4. 検針により販売数量を計測することは、履行義務の充足に係る進捗度の見積りに相当すると思われる。
5. 「収益認識に関する会計基準（案）」42 項によれば、進捗度を合理的に見積ることができない場合は、回収することが見込まれる費用の額で収益認識することとなるが、製造単価は算定できても販売数量は前述のとおり算定することができないため、回収可能な費用の額を見積ることも困難である。
6. また生産数量から販売数量を推定することも困難である。推定ができない要因として、導管の新設に伴う管内ガスの増加及び、既設の導管工事に伴う管内ガスのパージ（ガス抜き）による減少等による増減量を計測することが困難なためである。
7. 以上から、販売数量を合理的に見積ることは非常に困難である。また見積りの検証も不可能と考える。検証ができない見積りは不正会計の温床もとなりかねない。
8. 原則的な経理処理を行った場合と検針により収益を認識した場合を比べても、検針が毎月定期的・継続的に実施されている限り財務諸表間の比較可能性を損なうものではないと考える。

要望事項

「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」

5. 重要性等に関する代替的な取扱い

(3) 一定期間にわたり充足される履行義務

において代替的な取扱いとして検針日基準の適用を認める取扱いを定めていただきたい。

以 上